

約款番号  
ES

# 自動更新のしおり

旧セゾン生命契約用

ジブラルタ生命 コールセンター

**0120-981-088** 通話料無料

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日・祝・12/31～1/3を除く)

2024年3月版<sup>®</sup>



**Gibraltar**  
ジブラルタ生命

## はじめに

- ・この冊子（「自動更新のしおり」（旧セゾン生命契約用））は自動更新にともなう大切な事柄を掲載したものです。約款の中で特に大切な事項（更新、保障内容、保険金等をお支払できない場合、諸手続等）をわかりやすくご説明していますので、ご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。
- ・「約款」は、ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。「自動更新のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

# 約款の主な変更内容について

2012年4月以降の約款の主な変更内容を記載しています。

## 2012年4月 約款の主な変更内容について

○「重大事由による解除」条項を改定しました。

- ・2012年4月1日以降の更新契約、中途付加日が2012年4月1日以降となる特約から、解除の対象となる重大事由に以下の項目を追加し、当社が反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の更なる明確化を図りました。

### 追加項目

- ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力<sup>\*1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>\*2</sup>を有していると認められるとき

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

\* 重大事由によりご契約が解除された場合、重大事由が生じた以後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記追加項目の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。）すでに保険金・給付金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込がなかったものとして取り扱います。

## 2013年4月 約款の主な変更内容について

### ○視力矯正を目的とした手術（レーシック手術等）を支払対象外といたしました。

視力矯正を直接の目的とする手術（レーシック手術等）を支払対象としている手術給付を含む主契約・特約を2013年4月1日以降に自動更新した場合、更新日以降、同手術を支払対象外といたします。「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。

### ○骨髄ドナー給付を導入しました。

2013年4月1日より、会社が定める手術給付がある主契約・特約について「骨髄幹細胞採取手術（骨髄ドナー給付）」をお支払事由に新設いたします。ご契約日・更新日にかかわらず2013年4月1日より対象の主契約・特約に適用されます。

### ○責任開始時前の発病について、規定を明確化しました。

2013年4月1日以降に自動更新した主契約・特約では、保障の責任開始時に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されることがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」は、責任開始時以後の発病とみなして、保険金等をお支払する場合があることを約款に明記します（ガンの診断確定を要件とするお支払事由はこの取扱の対象となりません）。

### ○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

2013年4月1日以降に自動更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

## 2014年10月2日 約款の主な変更内容について

### ○骨髄ドナー給付の給付範囲を拡大しました。

2014年10月2日より、骨髄ドナー給付について、骨髄幹細胞採取手術に加え、末梢血幹細胞採取手術もお支払事由といたします。骨髄ドナー給付の支払限度は1回のみで変更はありません。

### ○約款で規定されている疾病等の分類を最新のものに変更しました。

無配当女性特定疾病特約、無配当女性疾病入院特約（01）について、2013年10月2日以降に自動更新した場合、約款で規定されている疾病等の分類を最新の「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に基づく分類に変更します。最新の分類を使用することで、疾病等の参照が容易になります。

## 2017年4月1日 約款の主な変更内容について

### ○悪性新生物（がん）に関する約款の規定を明確にしました。

悪性新生物の定義に関し、その該当基準を明確にするとともに、対象となる悪性新生物の一覧に現在は悪性として評価されている疾病を追加しました。

○「病院または診療所」には、介護老人保健施設や介護老人福祉施設等は含まない旨を明記する等、医療保険で使用されている医学的で難解な用語を分かりやすい記載に変更しました。

**2020年4月1日 約款の主な変更内容について**

○民法（債権関係）改正（2020年4月1日施行）により、一部記載を変更しました。

**2020年4月27日 約款の主な変更内容について**

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症も対象となる感染症に含めるものとする記載を追加しました。

**2021年4月1日 約款の主な変更内容について**

○情報端末を用いて書類の提出に代える場合の取扱いについて  
当社に対する請求手続について、書面に代えて情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがある記載を追加しました。

**2021年5月1日 約款の主な変更内容について**

○感染症に関する内容について、新型コロナウイルス感染症に関する特則の規定を変更しました。

**2022年4月1日 約款の主な変更内容について**

○失効取消制度を導入しました。  
失効取消可能期間（猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで）に失効取消にかかる延滞保険料（失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料）のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度を導入しました。この場合、診査や告知はありません。

**2022年8月1日 約款の主な変更内容について**

○指定代理請求人の範囲を拡大しました。



# 自動更新のしおりをお読みいただく前に

◎自動更新のしおりに記載されている各主契約と特約のお支払事由をより詳細にご理解いただくために、約款の主なお支払事由に関連する参照先の別表等を掲示しています。別表等は約款に掲載しています。

例 ライフサイクル無配当定期保険の場合

**■ 保険金のお支払 ■**

●ライフサイクル無配当定期保険の保険金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金	支払額	受取人
死亡	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金		被保険者

▶ 所定の高度障害状態については、ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款別表2.「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

❗ 付加されている特約については該当ページをご覧ください。

↓

約款番号「E-2」の約款をご覧ください。

❗ 「**約款番号：E-2** 旧セゾン生命契約用約款」がこの自動更新のしおりに対応しています。自動更新のしおりとあわせてお読みください。

## チェック表

自動更新される主契約・特約に  の上、保管いただくと、後日ご活用される場合に大変便利です。

### 主契約（付加される専用特約を含む）

<input type="checkbox"/> ライフサイクル無配当定期保険	しおり - 18
<input type="checkbox"/> 医療給付金付無配当定期保険（95）	しおり - 20
<input type="checkbox"/> 無配当通院特約	しおり - 22
<input type="checkbox"/> 無配当女性特定疾病特約	しおり - 23
<input type="checkbox"/> 積立特約（94）	しおり - 24
<input type="checkbox"/> ライフサイクル無配当入院保険（01）	しおり - 26
<input type="checkbox"/> 無配当長期入院特約（01）	しおり - 28
<input type="checkbox"/> 無配当ガン治療給付特約（01）	しおり - 29
<input type="checkbox"/> 無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）	しおり - 29
<input type="checkbox"/> 無配当ガン入院特約（01）	しおり - 30
<input type="checkbox"/> 無配当特定疾病入院特約（01）	しおり - 30
<input type="checkbox"/> 無配当女性入院特約（01）	しおり - 30
<input type="checkbox"/> 無配当通院特約（01）	しおり - 31
<input type="checkbox"/> 無配当退院給付特約（01）	しおり - 31
<input type="checkbox"/> 無配当特定損傷特約（01）	しおり - 31
<input type="checkbox"/> 無配当無事故給付特約（01）	しおり - 32
<input type="checkbox"/> 無配当子ども入院特約（01）	しおり - 32
<input type="checkbox"/> 新ガン保障付無配当定期保険	しおり - 35
<input type="checkbox"/> ガン専用積立特約（94）	しおり - 37
<input type="checkbox"/> ガン入院保障付無配当定期保険	しおり - 39

### 特約・特則

<input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約	しおり - 41
<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	しおり - 43
<input type="checkbox"/> 定期保険特約（93）	しおり - 45
<input type="checkbox"/> 5年ごと利差配当付定期保険特約	しおり - 45
<input type="checkbox"/> 保険金買増特則（93）	しおり - 45
<input type="checkbox"/> 5年ごと利差配当付保険金買増特則	しおり - 45
<input type="checkbox"/> 無配当傷害特約（94）	しおり - 46
<input type="checkbox"/> 無配当災害割増特約（94）	しおり - 47
<input type="checkbox"/> 無配当新災害入院特約（94）	しおり - 48
<input type="checkbox"/> 無配当新疾病入院特約（94）	しおり - 48
<input type="checkbox"/> 個人年金保険料税制適格特約（60）	しおり - 49



# 目次

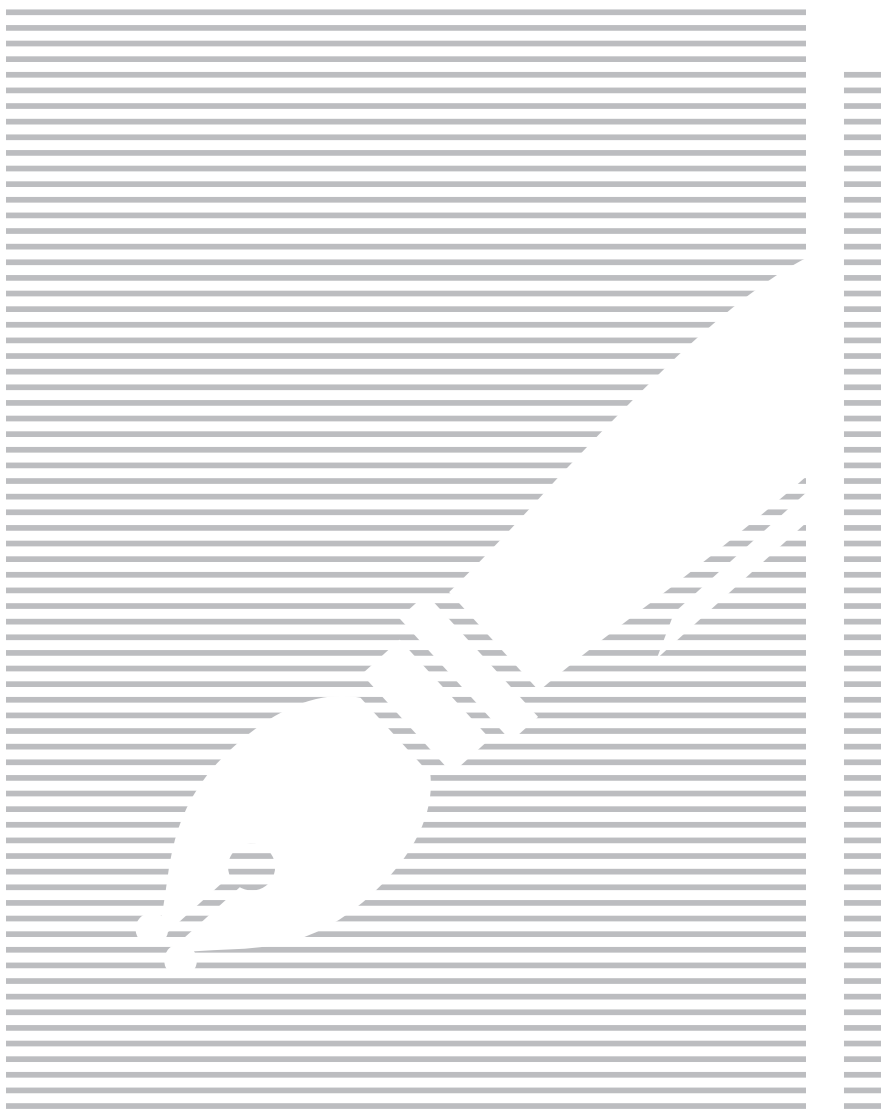
## 自動更新のしおり

主な保険用語のご説明	しおり - 6
ジブラルタ生命からのお願いとお知らせ	しおり - 9
自動更新について	しおり - 16
1. ライフサイクル無配当定期保険	しおり - 16
2. 医療給付金付無配当定期保険 (95)	しおり - 16
3. ライフサイクル無配当入院保険 (01)	しおり - 16
4. 新ガン保障付無配当定期保険	しおり - 17
5. ガン入院保障付無配当定期保険	しおり - 17
6. 定期保険特約 (93)、5年ごと利差配当付定期保険特約	しおり - 17
保険金などのお支払	しおり - 18
主契約 (付加される専用特約を含む)	しおり - 18
1. ライフサイクル無配当定期保険	しおり - 18
2. 医療給付金付無配当定期保険 (95)	しおり - 20
3. ライフサイクル無配当入院保険 (01)	しおり - 26
4. 新ガン保障付無配当定期保険	しおり - 35
5. ガン入院保障付無配当定期保険	しおり - 39
特約・特則	しおり - 41
高度障害保険金・障害給付金等のお支払について	しおり - 50
給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について	しおり - 51
その他	しおり - 57
1. 「死亡保険金即日支払サービス」について	しおり - 57
2. 被保険者によるご契約者への解約のご請求について	しおり - 57



# 自動更新のしおり

---



# 主な保険用語のご説明

自動更新のしおりをお読みいただく上でこの「主な保険用語のご説明」をご参照ください。

う

うけとりにん  
**受取人**

保険金などを受取る人のことをいいます。

か

かいはくへんれいきん  
**解約返戻金**

ご契約を解約された場合などに、ご契約者に払戻されるお金のことをいいます。

き

きゅうふきん  
**給付金**

災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたときまたは手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

きゅうふせきにんかいしび  
**給付責任開始日**

次の保障が開始される日を給付責任開始日といい、保険期間の始期の日から90日を経過した日の翌日となります。

- ①無配当ガン治療給付特約（01）のガン治療給付金・無配当ガン入院特約（01）のガン入院給付金
- ②新ガン保障付無配当定期保険におけるガンによる保険金・給付金等
- ③ガン入院保障付無配当定期保険における入院給付金

け

けいはくおうとうび  
**契約応当日**

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、各々各月・半年ごとの契約日に応当する日をさします。

けいはくしゃ  
**契約者**

保険会社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

けいはくねんれい  
**契約年齢**

満年齢で計算した被保険者の年齢のことをいいます。ただし1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨てますが、6カ月を超えるものは切上げます。

（例）24歳7カ月の被保険者の契約年齢は25歳となります。

けいはくび  
**契約日**

通常は責任開始の日をいい、保険期間の起算日や契約年齢の計算基準日となります。ただし、保険料の払込方法によっては、契約日と責任開始の日が異なる場合があります。

こ

こくちぎむ  
**告知義務と告知義務違反**

ご契約者と被保険者は、ご契約の申込や復活などをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことからついてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。その際に当社がおたずねした重要なことからついて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務に違反したこととなり、当社にご契約または特約を解除または取消とすることができます。

し

しっこう  
**失効**

保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

し

し てい だ い り せ い き ゅ う に ん  
**指定代理請求人**

給付金等の受取人が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わってご請求を行なうために、ご契約者が被保険者の同意を得て、所定の範囲内であらかじめ指定した人のことをいいます。

し は ら い じ ゆ う  
**支払事由**

約款で定める、保険金や給付金などをお支払いする理由となることごらるをいいます。

し ゅ け い や く  
**主契約**

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容をいいます。

し ん さ  
**診査**

診査扱のご契約に申込みされた場合には、会社の指定する医師により問診、検診させていただきます。また職場の健康管理を利用し診断書などの写しにもとづく方法、生命保険面接士（医師ではないが、生命保険協会が定める資格を有する者）による観察報告による方法もあります。

せ

せ き に ん か い し  
**責任開始**

前ページ「給付責任開始日」の①～③以外の保障が開始されることを責任開始といいます。その開始の時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始の日といいます。

せ き に ん じ ゅ ん び き ん  
**責任準備金**

将来の保険金や給付金などを支払うために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た

だ い い っ か い ほ け ん り ょ う そ う とう が く  
**第1回保険料相当額**

申込時に払込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当します。

と

と く や く  
**特約**

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

は

は ら い こ み き げ つ  
**払込期月**

保険料を払込んでいただく月の1日から末日までの期間のことをいいます。月払は毎月、半年払は半年単位の契約応当日のある月、年払は年単位の契約応当日のある月が保険料を払込んでいただく月となります。保険料はこの払込期月内にお払込みいただくこととなります。

は ら い こ み ゆ う よ き か ん  
**払込猶予期間**

月払は払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）までの期間をいいます。この期間中に保険料のお払込がない場合にはご契約は失効します。

ひ

ひ ほ け ん し ゃ  
**被保険者**

生命保険の対象として保険（保障）がつけられている人のことをいいます。

ふ

ふ っ か つ  
**復活**

失効したご契約を会社の承諾を得て有効な状態に戻すことをいいます。

ほ

ほ け ん き ん  
**保険金**

被保険者が死亡されたとき、高度障害状態になられたときにお支払いするお金のことをいいます。

ほ け ん し ょ う け ん  
**保険証券**

ご契約の保険金額、給付金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものをいいます。

ほ

ほ けんりょう

## 保険料

ご契約者が保険会社に払込むお金のことをいいます。

め

めんせき じ ゆう

## 免責事由

お支払事由が生じていても保険金や給付金などを支払わない場合のことをいいます。

や

やっかん

## 約款

ご契約についてのとりきめなどを記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。「ご契約のしおり」部分と合わせて、ご契約にあたりご契約者にお渡しします。

# ジブラルタ生命からの お願いとお知らせ

## 生命保険募集人について

●当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例）

・保険契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

## 当社の組織形態について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

## クーリング・オフ（お申込の撤回等）について

ご契約の自動更新、既契約の内容変更等は、クーリング・オフ（お申込の撤回等）が適用されません。

## 保険金額等の削減について

●保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

## 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、ご契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>(注1)</sup>を超えていたご契約を指します<sup>(注2)</sup>。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

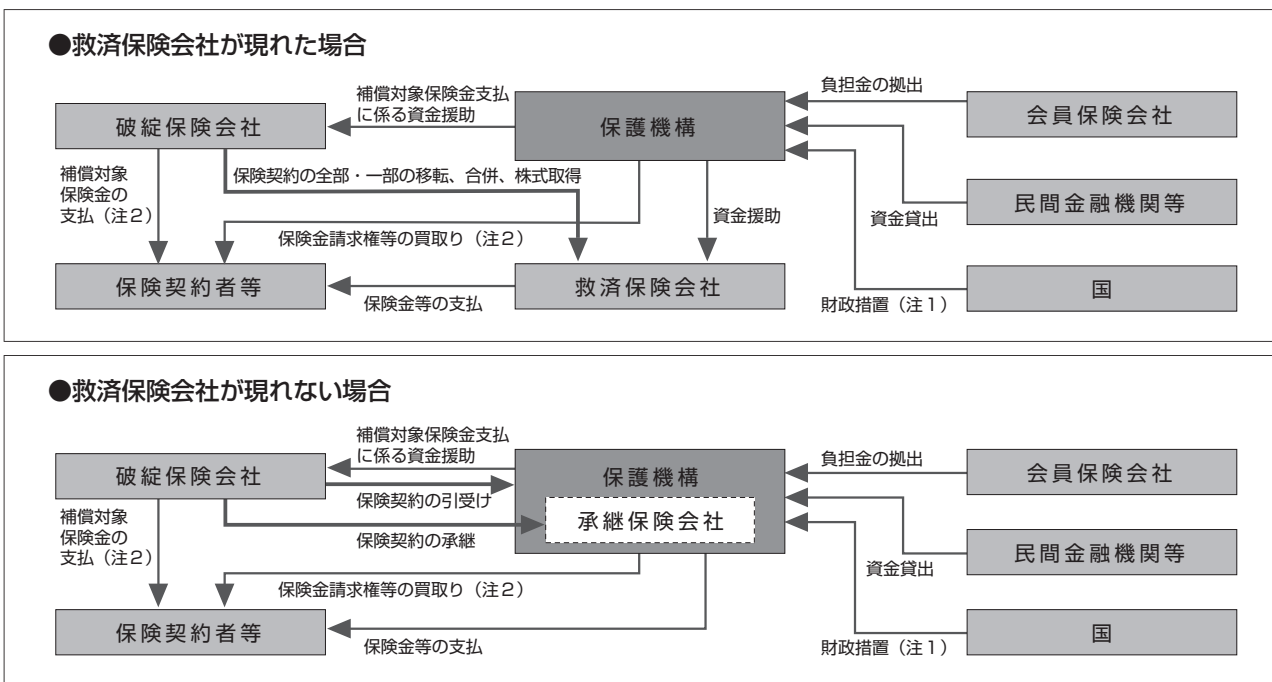
<sup>(注1)</sup> 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

<sup>(注2)</sup> 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。



【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 個人情報の取扱について

### ●個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

### ●個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

### ●保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者がご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

### ●個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

#### 【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ジブラルタ生命 コールセンター TEL 0120-981-088

受付時間：平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00（日・祝・12/31～1/3を除く）

#### 【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>

## 保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人情報の漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

#### 【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

#### 2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

## 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険

金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

**【相互照会事項】**

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

# 自動更新について

保険期間が満了しても、健康状態にかかわらず保険期間満了の日の翌日（更新日）に自動的に更新のお取扱いを行ない保障を継続します。（診査や告知は不要です。）自動更新をご希望にならない場合は、保険期間満了の日の2週間前までにその旨をお申出ください。

## 1. ライフサイクル無配当定期保険

- 自動更新について  
更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一としますが、更新後の保険期間満了の日の翌日における契約年齢が90歳を超える場合は、ご契約の自動更新のお取扱いをいたしません。  
ただし、当社所定の条件を満たす場合には保険期間を短縮して更新いたします。
- 変更更新について  
ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに、お申出いただくことにより、保険期間を変更して更新することができます。この場合、あらためて告知をする必要はありません。
- 付加されている特約について  
無配当傷害特約（94）・無配当災害割増特約（94）を付加したご契約の場合には、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超えるときは、この特約については自動更新のお取扱いをいたしません。  
無配当新災害入院特約（94）・無配当新疾病入院特約（94）を付加したご契約の場合には、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が65歳を超えるときは、この特約については自動更新のお取扱いをいたしません。
- 保険料は、更新時の契約年齢および保険料率により計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

## 2. 医療給付金付無配当定期保険（95）

- 自動更新について  
更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一としますが、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳を超える場合は、ご契約の自動更新のお取扱いをいたしません。  
ただし、当社所定の条件を満たす場合には保険期間を短縮して更新いたします。
- 変更更新について  
ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに、お申出いただくことにより、保険期間を変更して更新することができます。この場合、あらためて告知をする必要はありません。
- 保険料は、更新時の契約年齢および保険料率により計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 各給付金のお支払限度は、更新前と更新後の支払日数、支払回数を通算して適用します。

## 3. ライフサイクル無配当入院保険（01）

- 自動更新について  
更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一としますが、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳を超える場合は、ご契約の自動更新のお取扱いをいたしません。  
ただし、当社所定の条件を満たす場合には保険期間を短縮して更新いたします。  
※無配当特定損傷特約（01）は、主契約の保険料払込期間または更新後の被保険者の契約年齢が60歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間を限度として更新されます。

※無配当無事故給付特約（01）は、主契約の保険料払込期間の範囲内を限度として会社の定める期間で更新されます。ただし、この特約の保険料の払込が免除されているときはこの特約の更新をお取扱いいたしません。

●変更更新について

ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに、お申し出いただくことにより、会社所定の範囲内で保険期間を変更して更新することができます。この場合、あらためて告知をする必要はありません。

●保険料は、更新時の契約年齢および保険料率により計算します。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

●各給付金のお支払限度は、更新前と更新後の支払日数、支払回数を通算して適用します。

## 4. 新ガン保障付無配当定期保険

●更新したご契約の保険料は更新日の被保険者の契約年齢、保険料率で計算いたします。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。ご契約の更新は、更新したご契約の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が75歳を超えるときはお取り扱いいたしません。

ただし、当社所定の条件を満たす場合には保険期間を短縮して更新いたします。

●診断給付金のお支払は、保険契約を更新した場合は更新後の保険期間を含む保険期間を通じて1回のみとなります。

## 5. ガン入院保障付無配当定期保険

●更新したご契約の保険料は更新日の被保険者の契約年齢、保険料率で計算いたします。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。ご契約の更新は、更新時の被保険者の契約年齢が70歳を超えると、更新したご契約の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が75歳を超えるときはお取り扱いいたしません。

ただし、当社所定の条件を満たす場合には保険期間を短縮して更新いたします。

●入院給付金のお支払限度は、更新前と更新後の支払日数を通算して適用します。

## 6. 定期保険特約（93）、5年ごと利差配当付定期保険特約

●定期保険特約の保険期間が年満了（10年、15年、20年満了）の場合、その保険期間が満了する日の2週間前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、健康状態にかかわらず、この特約を自動的に更新いたします。

●更新した特約の保険料は更新日の被保険者の契約年齢、保険料率で計算いたします。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。この特約は、75歳を限度として主契約の保険料払込期間満了日まで更新いたします。

# 保険金などのお支払

主契約（付加される専用特約を含む）

## 1. ライフサイクル無配当定期保険

### 特徴

#### 死亡保障重点の保険です

- 死亡・高度障害保障重点の保険です。満期保険金はありません。

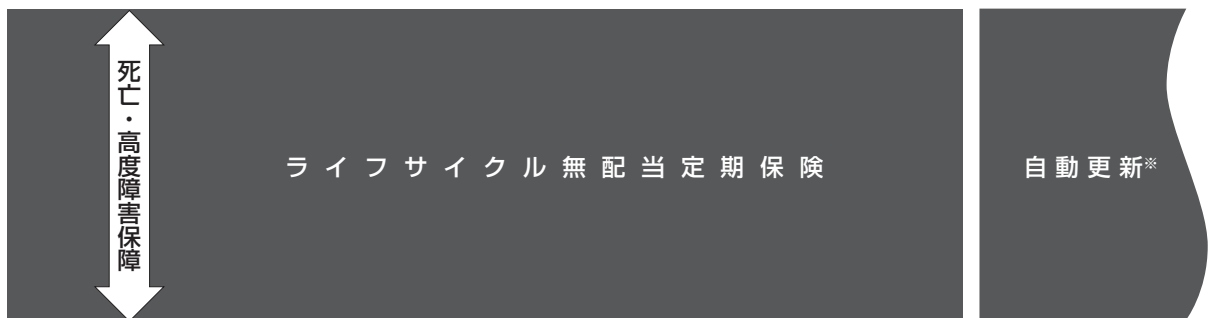
#### 契約を自動更新することができます

- 保険期間が満了したときには、告知・診査をしないでご契約を自動的に更新できます。

#### インフレ・ガードシステム

- インフレによる保険金の目減りを防ぐため、18歳から45歳までの間、物価指数の上昇に応じて、3年ごとに保険金を増額できます。

### 仕組図



ご契約 ← 保険期間 → 満了

※自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。



## ■ 保険金のお支払 ■

● ライフサイクル無配当定期保険の保険金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金	支払額	受取人
死亡	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金		被保険者

▶ 所定の高度障害状態については、ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款別表2.「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

❗ 付加されている特約については該当ページをご覧ください。

## ■ インフレ・ガードシステム（増額）について ■

物価指数の上昇に応じて、3年ごとに保険金を増額できる制度です。これにより、インフレによる保険金の目減りを防ぐことができます。

- ご契約後3年ごとに、被保険者の健康状態にかかわらず死亡保険金および高度障害保険金を増額できます。
- 増額できる保険金額は、消費者物価指数の上昇率を基準として3年ごとに算定します（総務省統計局発表、全国・総合を使用）。算定された保険金額が50万円に満たない場合は、50万円に繰り上げて取り扱います。
- 増額できる保険金額と増額部分の保険料は、あらかじめご契約者に通知します。
- 増額部分の保険料は、増額基準日の被保険者の年齢によって計算します。
- ただし、次の場合にはインフレ・ガードシステムを適用することはできません。
  - ① 過去2回連続してインフレ・ガードシステムのご利用がない場合
  - ② 増額基準日の被保険者の年齢が45歳を超えている場合
  - ③ 特別条件特約の付加されたご契約の場合
  - ④ 消費者物価指数の上昇率が会社の定める基準に満たない場合

## ■ 保険料の払込免除 ■

**被保険者が保険料払込期間中において、ご契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込を免除します**

▶ 不慮の事故についてはライフサイクル無配当定期保険普通保険約款別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

● 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

▶ 所定の身体障害の状態については、ライフサイクル無配当定期保険普通保険約款別表3.「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

保険金のお支払事由に該当しても免責事由に該当した場合や保険料のお払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合など、保険金のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合があります。詳細につきましては、「給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について」をご覧ください。

## 2. 医療給付金付無配当定期保険（95）

### 特徴

- 病気、ケガによる入院・手術費用を保障します。
- 病気のときは継続して8日以上入院が、また災害の場合は5日以上入院が保障の対象になります。
- 長期にわたって入院された場合には、さらに給付金が支払われます。
- ご家族の皆様にご安心をお届けできる家族型も選択できます。
- 健康状態によらず、自動更新によって90歳まで保障を継続することができます。

### 仕組図

- 家族Ⅲ型で、無配当通院特約を付加した場合

主契約	ご本人（主たる被保険者）	災害入院給付金 } 疾病入院給付金 } 入院給付金日額 × 入院日数 長期災害入院給付金 } 長期疾病入院給付金 } 入院給付金日額 × 30 手術給付金 入院給付金日額 × 20・30・50	自動更新**
		死亡保険金 } 高度障害保険金 } 入院給付金日額 × 100	
	ご家族	災害入院給付金 } 疾病入院給付金 } 各給付金はご本人の 長期災害入院給付金 } 入院給付金日額の60%として 長期疾病入院給付金 } 計算した金額 手術給付金	
無配当通院特約	ご本人	通院給付金 通院給付金日額 × 通院日数	
	ご家族	通院給付金 ご本人の通院給付金日額の60%として計算した金額	

ご契約 ←————— 保 険 期 間 —————→ 満了

※自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。

■ 保険金・給付金のお支払 ■

主 契 約

〈本人型（本人プラン）の場合〉

	支払事由	保険金・給付金	支払額	受取人
入 院	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発生した不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき	災害入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数	主たる被保険者
	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発病した所定の感染症により5日以上入院されたとき			
	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病（所定の感染症を除きます）により8日以上継続して入院されたとき	疾病入院給付金		
長期入院	災害入院給付金の支払事由に該当した入院が、保険期間中に継続して180日以上となったとき	長期災害入院給付金	入院給付金日額 × 30	
	疾病入院給付金の支払事由に該当した入院が、保険期間中に継続して180日以上となったとき	長期疾病入院給付金		
手 術	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けられたとき	手 術 給 付 金	手術の種類により入院給付金日額 × 20・30・50	
死 亡	主たる被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死 亡 保 険 金	入院給付金日額 × 100	死亡保険金受取人
高度障害	主たる被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金		主たる被保険者

〈家族型（夫婦プラン・親子プラン・家族プラン）の場合〉

- ・妻または子の入院給付金日額は、主たる被保険者（ご本人）の入院給付金日額の60%の金額となります。
- ・妻または子の死亡・高度障害の場合の保険金のお支払はありません。

家族型の被保険者の範囲

型	被保険者の範囲	備 考
家族Ⅰ型（夫婦プラン）	本人と妻	・妻および子は主たる被保険者（ご本人）と同一戸籍の妻と子です。 ただし、子は満20歳になったとき被保険者でなくなります。 ・家族Ⅰ型と家族Ⅲ型の主たる被保険者は男性に限ります。
家族Ⅱ型（親子プラン）	本人と子	
家族Ⅲ型（家族プラン）	本人と妻と子	

\* 家族Ⅱ型または家族Ⅲ型のご契約者は、末子が満20歳になったときは当社にご連絡ください。

❗ ご結婚・ご出産等により被保険者の範囲を広げたり、お子様が満20歳を超えた等により被保険者の範囲を狭める場合、型を変更することができます。

- 災害入院給付金のお支払いは同一の不慮の事故による入院について通算して120日分を限度とし、かつ、長期災害入院給付金と通算して700日分を限度とします。
- 疾病入院給付金のお支払いは1回の入院につき通算して120日分を限度とし、かつ、長期疾病入院給付金と通算して700日分を限度とします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は同時に重複してお支払いしません。
- 長期疾病入院給付金および長期災害入院給付金のお支払は、1入院につき1回とします。
- ▶ 不慮の事故については、医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- ▶ 所定の感染症については医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表4.「感染症」をご覧ください。
- 同時に2種類以上の手術を受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、同一の被保険者について保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象にはなりません。
- ▶ 所定の手術とは、医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表6.「手術給付倍率表」に記載の手術をいいます。したがって、例えば以下の手術は、手術給付金のお支払対象となる手術には該当しません。

視力矯正を直接の目的とする手術\*・扁桃腺の手術・抜歯など歯に関する手術・創傷処理・生検のための手術（開腹・開胸・開頭術を除く）・抜釘手術（骨折部分に入れたボルトを抜くための手術）・皮膚良性腫瘍摘出術・脂肪腫摘出術

※屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。

- ▶ 所定の高度障害状態とは、医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表2.「対象となる高度障害状態」に定めるものをいいます。

## 無配当通院特約

	支払事由	給付金	支払額	受取人
通院	被保険者が、この特約の保険期間中に主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をし、入院日の前日以前60日以内、退院日の翌日から起算して120日以内に通院をされたとき	通院給付金	1回の入院のその通院につき、 通院給付金日額 × 通院日数	主契約の給付金の受取人

- 家族型（夫婦プラン・親子プラン・家族プラン）の場合、妻または子の通院給付金日額は、主たる被保険者（本人）の60%の金額となります。
- 家族型の被保険者の範囲は主契約と同様です。
- 入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とする通院に限ります。
- 通院には往診を含みます。
- 「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- 同一被保険者につき、1回の入院の通院については45日、通算して700日をお支払の限度とします。なお、主たる被保険者について通院給付金の支払日数が通算して700日に達したときは、この特約は消滅します。

- 1日に2回以上の通院をされたときは、1回の通院とみなします。

### 無配当女性特定疾病特約

	支払事由	給付金	支払額	受取人
女性特定疾病入院	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の女性特定疾病により8日以上継続して入院されたとき	女性入院給付金	女性入院給付金日額 × 入院日数	主契約の 給付金の 受取人
女性特定疾病手術	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の女性特定疾病により所定の手術を受けられたとき	女性手術給付金	手術の種類により 女性入院給付金日額 × 20・30・50	
女性特定疾病入院	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の女性入院給付金の支払事由に該当する入院を30日以上継続した後、生存して退院されたとき	女性療養給付金	女性入院給付金日額 × 15	

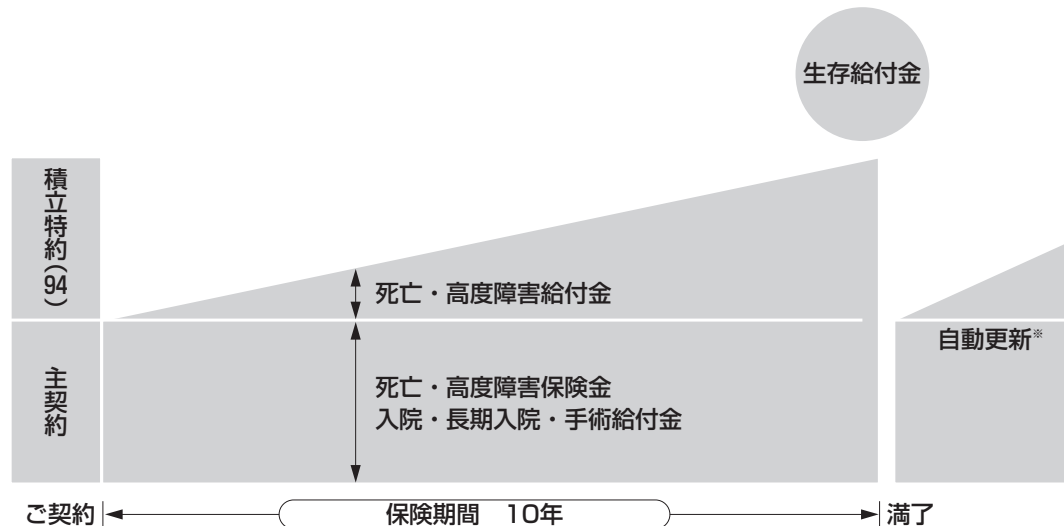
**!** この特約の被保険者になれるのは、主契約の型が本人型または家族Ⅱ型で、主たる被保険者が女性の場合のみです。

- 女性入院給付金のお支払は、1回の入院につき、120日、通算700日を限度とします。
- 同時に2種類以上の手術を受けたときは、給付倍率の最も高い手術1種類のみに対して支払います。
- 女性療養給付金は、1回の入院につき1回のお支払を限度とします。
- ▶ 所定の女性特定疾病については、無配当女性特定疾病特約条項別表1.「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。
- ▶ 所定の手術については、無配当女性特定疾病特約条項別表2.「手術給付倍率表」をご覧ください。

## 積立特約 (94)

- 医療保障に貯蓄機能をプラスする特約です。
- 10年後の保険期間満了時に「生存給付金」をお支払いします。
- 万一の時の死亡・高度障害給付金は年々ふえて安心もアップ。

### 〈仕組み〉



※自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。

- この特約の給付金のお支払は次のとおりです

	支払事由	給付金	支払額	受取人
死 亡	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の死亡保険金が支払われるとき	死亡給付金	特約条項所定の死亡給付金額	主契約の死亡保険金受取人
高 度 障 害	被保険者がこの特約の保険期間中に、主約款に定める高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われるとき	高 度 障 害 給 付 金	死亡給付金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人
生 存	被保険者がこの特約の保険期間が満了するときに生存されているとき	生存給付金	生存給付金額	ご契約者

❗ この特約の被保険者になれるのは、主契約の主たる被保険者のみです。

## ■ 保険料の払込免除 ■

**主たる保険者が保険料払込期間中において、ご契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込を免除します**

▶ 不慮の事故については医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

● 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

▶ 所定の身体障害の状態については、医療給付金付無配当定期保険（95）普通保険約款別表3.「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

### ご 注 意

#### ■ 「入院」について

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（「病院または診療所」以外の施設を含みます。）での治療が困難なため「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### ■ 「病院または診療所」について

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

給付金・保険金のお支払事由に該当しても免責事由に該当した場合や保険料のお払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合など、給付金・保険金のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合があります。詳細につきましては、「給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について」をご覧ください。

### 3. ライフサイクル無配当入院保険（01）

#### 特徴

- 病気、ケガによる1泊2日の入院、日帰り手術から保障します。
- 入院給付金の型は【120日型・365日型・1095日型】から選択できます。  
1095日型を選択し、ガン・特定疾病で入院した場合には、一回の入院に関する入院給付金の支払限度はありません。
- 終身保険等のライフサイクル商品と組み合わせてご契約の場合、特別の保険料率が適用されるため、保険料が割安になります。
- さまざまな特約を付加することができます。  
❗ この保険には死亡についての保障はありません。

#### 仕組図

主契約	災害入院給付金 ガン・特定疾病入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金	$\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \end{array} \right\} \text{入院給付金日額} \times \text{入院日数}$ $\text{入院給付金日額} \times 20 \cdot 30 \cdot 50$	
無配当長期入院特約（01）	災害長期入院給付金 ガン・特定疾病長期入院給付金 疾病長期入院給付金	$\left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \text{長期入院給付金日額} \times (\text{入院日数} - 179\text{日})$	
無配当ガン治療給付特約（01）	$\leftarrow \begin{array}{c} 90\text{日間} \\ \text{(待期間)} \end{array} \rightarrow$ ガン治療給付金	ガン治療給付金額	
無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）	急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金	急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額	
無配当ガン入院特約（01）	$\leftarrow \begin{array}{c} 90\text{日間} \\ \text{(待期間)} \end{array} \rightarrow$ ガン入院給付金	ガン入院給付金日額 × 入院日数	
無配当特定疾病入院特約（01）	特定疾病入院給付金	特定疾病入院給付金日額 × 入院日数	自動更新*
無配当女性入院特約（01）	女性入院給付金	女性入院給付金日額 × 入院日数	
無配当通院特約（01）	通院給付金	通院給付金日額 × 通院日数	
無配当退院給付特約（01）	退院給付金	主契約の入院給付金日額 × 15	
無配当特定損傷特約（01）	特定損傷給付金	特定損傷給付金額	
無配当無事故給付特約（01）	無事故給付金	主契約の入院給付日額 × 10	
無配当子ども入院特約（01）	子ども災害入院給付金 子どもガン・特定疾病入院給付金 子ども疾病入院給付金 子ども手術給付金	$\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \end{array} \right\} \text{子ども入院給付金日額} \times \text{入院日数}$ $\text{子ども入院給付金日額} \times 20 \cdot 30 \cdot 50$	
ご契約		← 保 険 期 間 →	満了

\*自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。



給付金のお支払

ジブラルタ生命から  
お願いとお知らせ

自動更新について

保険金などのお支払

給付金・保険金等のお支払や  
保険料の払込免除のお取扱いが  
できない場合について

その他

主 契 約

	支払事由	給付金	支払額	受取人
入 院	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発生した不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、2日以上継続して入院されたとき	災害入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発病したガン・特定疾病*により2日以上継続して入院されたとき	ガン・特定疾病入院給付金		
	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病（ガン・特定疾病を除きます。）により2日以上継続して入院されたとき	疾病入院給付金		
手 術	被保険者が保険期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けられたとき	手術給付金	入院給付金日額 × 20・30・50	

※「ガン・特定疾病」とは、ガン、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患のことをいいます。以下同様。

- 各入院給付金は同時に重複してお支払いしません。
- 同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも高いいずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。
- 入院給付金の型と支払限度日数

入院給付金の型	給付金の名称	支払限度日数	
		1回の入院	通算
120日型	災害入院給付金	120日	1095日
	疾病入院給付金	120日	1095日
	ガン・特定疾病入院給付金	120日	支払限度はありません。
365日型	災害入院給付金	365日	1095日
	疾病入院給付金	365日	1095日
	ガン・特定疾病入院給付金	365日	支払限度はありません。
1095日型	災害入院給付金	1095日	1095日
	疾病入院給付金	1095日	1095日
	ガン・特定疾病入院給付金	支払限度はありません。	支払限度はありません。

- ❗ この保険には死亡についての保障はありません。被保険者が死亡されたときはこの保険契約は消滅します。この場合、給付金その他の解約返戻金等のお支払はありません。
- ▶ 不慮の事故については、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- ▶ 対象となるガン（悪性新生物）・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患については、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表6.「対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患」をご覧ください。
- 骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象にはなりません。
- ▶ 所定の手術とは、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表7.「対象となる手術および給付倍率表」に記載の手術をいいます。したがって、例えば以下の手術は、手術給付金のお支払対象となる手術には該当しません。

視力矯正を直接の目的とする手術\*・扁桃腺の手術・抜歯など歯に関する手術・創傷処理・生検のための手術（開腹・開胸・開頭術を除く）・抜釘手術（骨折部分に入れたボルトを抜くための手術）・皮膚良性腫瘍摘出術・脂肪腫摘出術

※屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイキックIOL等が含まれます。

### 無配当長期入院特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
長期入院	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故により主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院をされ、その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であるとき	災害長期入院給付金	長期入院給付金日額 × (入院日数－179日)	主契約の給付金の受取人
	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に生じたガン・特定疾病により主契約のガン・特定疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をされ、その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であるとき	ガン・特定疾病長期入院給付金	長期入院給付金日額 × (入院日数－179日)	
	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に生じた疾病（ガン・特定疾病を除きます。）により主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をされ、その入院給付金の支払われる入院日数が継続して180日以上であるとき	疾病長期入院給付金	長期入院給付金日額 × (入院日数－179日)	

●ガン・特定疾病とは、ガン（悪性新生物）、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患をいいます。

## 無配当ガン治療給付特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
ガン治療	被保険者がこの特約の保険期間中に、①または②のいずれかに該当したとき ①給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定され、入院を開始されたとき ②前①の初めてガンと診断確定された日からその日を含めて2年経過した日の翌日以後に診断確定されたガンにより入院を開始されたとき	ガン治療給付金	ガン治療給付金額	主契約の給付金の受取人

❗ 「給付責任開始日」は、この特約の保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日になります。

●ガン治療給付金のお支払は、「給付責任開始日」以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とするものに限ります。

❗ 支払対象となった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には支払われません。2年を経過した日の翌日に支払事由に該当する入院を継続されていた場合には、その日に入院を開始したものとみなして、お支払いします。

●支払回数に限度はありません。

▶ 対象となるガン（悪性新生物）につきましては、無配当ガン治療給付特約（01）条項別表1. 「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

## 無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
急性心筋梗塞・脳卒中診断	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた急性心筋梗塞または脳卒中と診断確定され、入院を開始されたとき	急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金	急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金額	主契約の給付金の受取人

●急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金のお支払は、1回を限度とします。急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金が支払われた場合には、この特約は消滅します。

●被保険者が急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金の支払事由に該当せずに、この特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた急性心筋梗塞・脳卒中を直接の原因として死亡されたときは、急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金を主契約の給付金の受取人にお支払いします。

▶ 対象となる急性心筋梗塞または脳卒中につきましては、無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）条項別表1. 「対象となる急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

## 無配当ガン入院特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
ガン入院	被保険者がこの特約の保険期間中に、給付責任開始日以後に診断確定されたガンにより、2日以上継続して入院されたとき	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人

❗ 「給付責任開始日」は、この特約の保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日になります。

●ガン入院給付金のお支払は、「給付責任開始日」以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とするものに限ります。

●ガン入院給付金のお支払限度はありません。

▶ 対象となるガン（悪性新生物）につきましては、無配当ガン入院特約（01）条項別表1.「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

## 無配当特定疾病入院特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
特定疾病入院	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患により2日以上継続して入院されたとき	特定疾病入院給付金	特定疾病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人

●特定疾病入院給付金のお支払限度はありません。

▶ 対象となる心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患につきましては、無配当特定疾病入院特約（01）条項別表1.「対象となる心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患」をご覧ください。

## 無配当女性入院特約（01）

	支払事由	給付金	支払額	受取人
女性特定疾病入院	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の女性特定疾病により2日以上継続して入院されたとき	女性入院給付金	女性入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人

●女性入院給付金のお支払限度は、女性入院給付金の型に応じて次のとおりとなります。この型は、主契約で選択された型と同一の型となります。

- ・120日型（支払限度日数 1回の入院につき120日/通算支払限度日数 1095日）
- ・365日型（支払限度日数 1回の入院につき365日/通算支払限度日数 1095日）
- ・1095日型（支払限度日数 1回の入院につき1095日/通算支払限度日数 1095日）

なお、女性入院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、この特約は消滅します。

▶ 所定の女性特定疾病につきましては、無配当女性入院特約（01）条項別表1.「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。

## 無配当通院特約 (01)

	支払事由	給付金	支払額	受取人
通院	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に生じた事由を原因として主契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、入院日の前日以前60日以内、退院日の翌日から起算して120日以内に通院されたとき	通院給付金	通院給付金日額 × 通院日数	主契約の 給付金の 受取人

- 入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的とする通院に限ります。
- 通院には往診を含みます。
- 治療を目的とする通院には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院は含みません。
- 通院給付金のお支払限度は1入院の通院につき45日、通算限度は1095日です。なお、通院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときはこの特約は消滅します。
- 入院中の通院はお支払の対象になりません。
- 1日に2回以上の通院をされたときは、1回の通院とみなします。
- 2以上の事由の治療を目的として1回の通院をされた場合は、通院給付金は重複してお支払いしません。

## 無配当退院給付特約 (01)

	支払事由	給付金	支払額	受取人
退院	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に生じた事由を原因として主契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を30日以上継続し、かつ生存して退院されたとき	退院給付金	主契約の入院給付金日額 × 15	主契約の 給付金の 受取人

- 退院給付金のお支払限度はありません。

## 無配当特定損傷特約 (01)

	支払事由	給付金	支払額	受取人
特定損傷	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による特定損傷に対して、不慮の事故の日から起算して180日以内に治療を受けられたとき	特定損傷 給付金	特定損傷給付金額	主契約の 給付金の 受取人

- 特定損傷給付金のお支払は、10回を限度とします。特定損傷給付金の支払回数が通算して10日に達したときは、この特約は消滅します。
  - 同一の不慮の事故による特定損傷についての給付金のお支払は1回限りとします。
  - この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が60歳となる年単位の契約応当日の前日まで、または主契約の保険料払込期間満了日までのいずれか短い期間となります。
- ▶ 対象となる特定損傷につきましては、無配当特定損傷特約 (01) 条項別表2. 「対象となる特

定損傷」をご覧ください。

### 無配当無事故給付特約 (01)

	支払事由	給付金	支払額	受取人
無事故	被保険者が、この特約の保険期間満了時に生存し、かつこの特約の保険期間中に主契約の災害入院給付金、ガン・特定疾病入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を開始されなかったとき	無事故給付金	主契約の入院給付金日額 × 10	ご契約者

- 入院を伴わない手術で手術給付金を受け取った場合や特約による給付金を受け取った場合でも主契約の入院給付金の支払われる入院を開始しなければ無事故給付金の支払事由に該当します。
- この特約の保険期間は、会社所定の範囲内で定めることができます。ただし、主契約の保険料払込期間満了日までを限度とします。
- この特約のみの解約はできません。なお、主契約の入院給付金が支払われた場合にはこの特約についての解約返戻金はありません。

### 無配当こども入院特約 (01)

	支払事由	給付金	支払額	受取人
こども入院	被保険者がこの特約の保険期間中に、その被保険者の責任開始期以後に発生した不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、2日以上継続して入院されたとき	こども災害入院給付金	こども入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
	被保険者がこの特約の保険期間中に、その被保険者の責任開始期以後に発病したガン・特定疾病により2日以上継続して入院されたとき	こどもガン・特定疾病入院給付金		
	被保険者がこの特約の保険期間中に、その被保険者の責任開始期以後に発病した疾病（ガン・特定疾病を除きます。）により2日以上継続して入院されたとき	こども疾病入院給付金		
こども手術	被保険者がこの特約の保険期間中に、その被保険者の責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的としてその被保険者の責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けられたとき	こども手術給付金	こども入院給付金日額 × 20・30・50	

- ガン・特定疾病とは、ガン（悪性新生物）、心疾患、高血圧性疾患または脳血管疾患をいいます。
- こども入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額の60%とします。
- 各入院給付金は同時に重複してお支払いしません。
- 同時に2種類以上の手術を受けたときには、もっとも高いいずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

●こども入院給付金の型と支払限度日数

こども入院給付金の型	給付金	支払限度日数	
		1回の入院	通算
120日型	こども災害入院給付金	120日	1095日
	こども疾病入院給付金	120日	1095日
	こどもガン・特定疾病入院給付金	120日	支払限度はありません。
365日型	こども災害入院給付金	365日	1095日
	こども疾病入院給付金	365日	1095日
	こどもガン・特定疾病入院給付金	365日	支払限度はありません。
1095日型	こども災害入院給付金	1095日	1095日
	こども疾病入院給付金	1095日	1095日
	こどもガン・特定疾病入院給付金	支払限度はありません。	支払限度はありません。

●こども入院給付金の型は、主契約で選択された型と同一の型となります。

●被保険者の範囲

主契約の被保険者の同一戸籍に記載されている生後15日以上満20歳未満の子とします。ただし、特約締結時に選択上お引き受けできないと認めた子はご契約者の同意を得て除きます。被保険者となった子は満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえるときまで保障されます。

※特約締結後に新たに出生された子の場合は、出生日よりその日を含めて2週間が経過した日の翌日から自動的に対象となりますので、ご契約者はただちに会社に通知してください。被保険者の人数に制限はありません。

▶対象となる不慮の事故については、無配当こども入院特約（01）条項別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

▶対象となるガン（悪性新生物）・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患については、無配当こども入院特約（01）条項別表4.「対象となる悪性新生物、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患」をご覧ください。

●骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術によるこども手術給付金のお支払は、同一被保険者について保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象にはなりません。

▶こども手術給付金の対象となる手術とは、無配当こども入院特約（01）条項別表5.「対象となる手術および給付倍率表」に記載の手術をいいます。したがって、例えば以下の手術は、こども手術給付金のお支払対象となる手術には該当しません。

視力矯正を直接の目的とする手術\*・扁桃腺の手術・抜歯など歯に関する手術・創傷処理・生検のための手術（開腹・開胸・開頭術を除く）・抜釘手術（骨折部分に入れたボルトを抜くための手術）・皮膚良性腫瘍摘出術・脂肪腫摘出術

※屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクICKIOL等が含まれます。

❗ 主契約が消滅したときはこの特約も消滅します。ただし、主契約の被保険者が死亡したことにより主契約が消滅した場合には、無配当こども入院特約（01）は消滅することなく、当初定めた特約の保険期間の満了まで有効に継続します。この場合、この特約の保険料の払込は免除しません。

## ■ 保険料の払込免除 ■

● 次の保険料の払込免除事由に該当した場合、以後の保険料の払込を免除します。

	保険料の払込免除事由
高度障害	被保険者が保険料払込期間中に責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき
身体障害	被保険者が保険料払込期間中に責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき

- ▶ 所定の高度障害状態については、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表2. 「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- ▶ 所定の身体障害の状態については、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表3. 「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。
- ▶ 不慮の事故については、ライフサイクル無配当入院保険（01）普通保険約款別表1. 「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

## ご 注 意

### ■ 「入院」について

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（「病院または診療所」以外の施設を含みます。）での治療が困難なため「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

※ただし、無配当ガン治療給付特約（01）・無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）・無配当ガン入院特約（01）・無配当特定疾病入院特約（01）・無配当女性入院特約（01）の場合、「柔道整復師法に定める柔道整復師による施術」は対象となりません。

### ■ 「病院または診療所」について

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

2. 上記1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

※ただし、無配当ガン治療給付特約（01）・無配当急性心筋梗塞・脳卒中診断給付特約（01）・無配当ガン入院特約（01）・無配当特定疾病入院特約（01）・無配当女性入院特約（01）・無配当通院特約（01）の場合、上記1. 中の「柔道整復師法に定める施術所」は対象となりません。

無配当特定損傷特約（01）の場合、上記1. 中の「診療所」について、四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。

給付金のお支払事由に該当しても免責事由に該当した場合や保険料のお払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合など、給付金のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合があります。詳細につきましては、「給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について」をご覧ください。

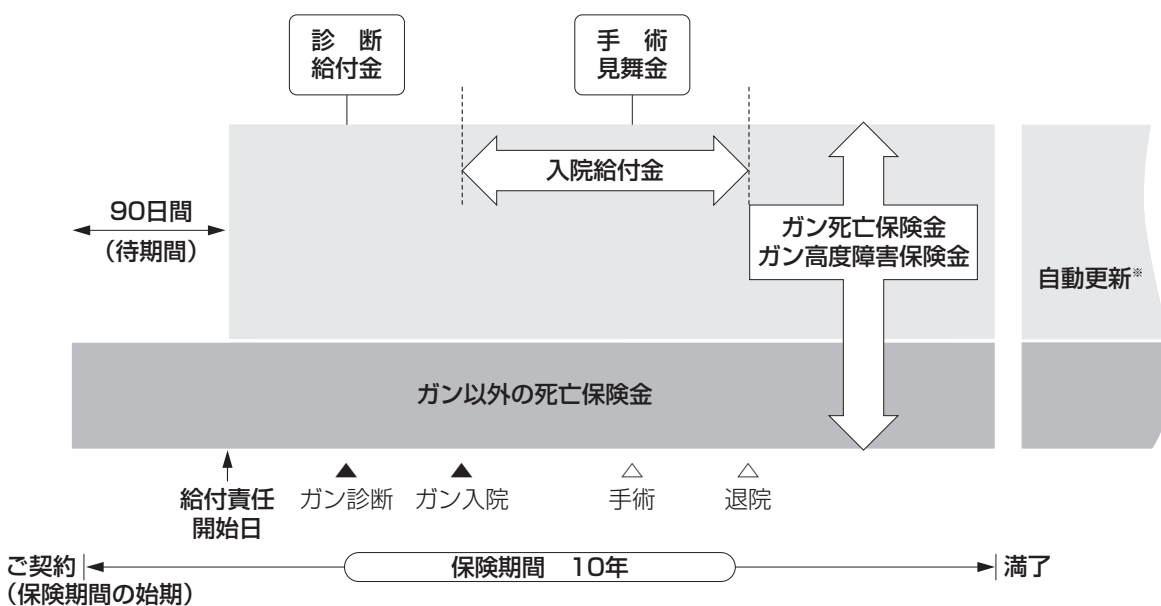


## 4. 新ガン保障付無配当定期保険

### 特徴

- ガンによる死亡（高度障害）・入院・手術だけでなく、ガンと初めて診断されたときに診断給付金をお支払いするなど、幅広く保障いたします。
- 早期のガンから全て対象となります。
- 入院給付金・手術見舞金のお支払には、日数や回数の制限がありません。
- 被保険者が、ガンにより死亡または高度障害状態になられたときにはガン死亡（高度障害）保険金を、ガン以外で死亡されたときでも死亡保険金をお支払いします。
- 自動更新制度により、75歳まで保障を続けることができます。

### 仕組図



\*自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。

## ■ 保険金・給付金のお支払 ■

### 主契約

	支払事由	保険金・給付金	支払額	受取人
ガ 診 断	被保険者が保険期間中に給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたとき	診断給付金	入院給付金日額 ×100	入院給付金受取人 {指定がない場合は被保 険者}
ガ 入 院	被保険者が保険期間中に給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定され、ガンの治療を直接の目的として入院されたとき	入院給付金	入院給付金日額 ×入院日数	
ガ 手 術	被保険者が保険期間中に給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定され、ガンの治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき	手術見舞金	1回の 手術につき、 入院給付金日額 ×10	
ガ 死 亡	被保険者が保険期間中に給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定され、ガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡 保険金	入院給付金日額 ×50	死亡保険金受取人
ガ ン 高 度 障 害	被保険者が保険期間中に給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定され、ガンを直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害 保険金		入院給付金受取人 {指定がない場合は被保 険者}
死 亡 (ガン以外)	被保険者が保険期間中にガン以外の事由により死亡されたとき	死亡保険金	入院給付金日額 ×10	死亡保険金受取人

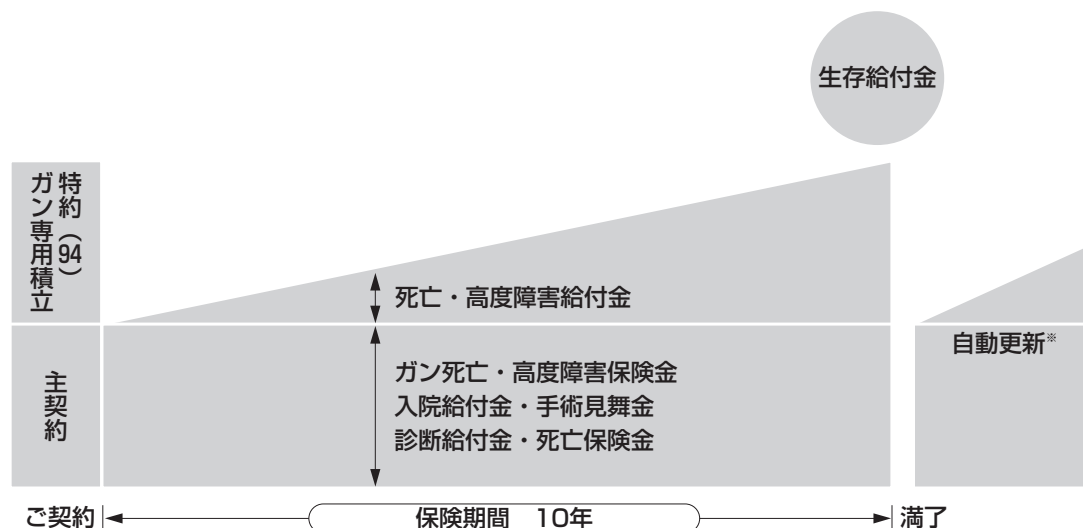
❗ ガンによる保険金および給付金等の保障が開始される日を給付責任開始日といい、保険期間の始期の日から90日を経過した日の翌日となります。

- 診断給付金のお支払は、保険期間（保険契約を更新した場合は更新後の保険期間を含む）を通じて1回のみとなります。
- ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態となられたときから保険契約は消滅します。
- ご契約者が法人かつ入院給付金受取人の場合には、ガン高度障害保険金の受取人は、被保険者とすることができません。
- ▶ 対象となるガン（悪性新生物）については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表1.「対象となる悪性新生物」をご覧ください。
- ▶ 所定の手術については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表3.「対象となる手術」をご覧ください。
- ▶ 所定の高度障害状態については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表4.「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

## ガン専用積立特約 (94)

- ガン保障に貯蓄機能をプラスする特約です。
- 10年後の保険期間満了時に「生存給付金」をお支払いします。
- 万一の時の死亡・高度障害給付金は年々ふえて安心もアップ。

〈仕組み〉



※自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。

●この特約の給付金のお支払は次のとおりです

	支払事由	給付金	支払額	受取人
死亡	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約のガン死亡保険金または死亡保険金が支払われるとき	死亡給付金	特約条項所定の死亡給付金額	主契約の死亡保険金受取人
高度障害	被保険者がこの特約の保険期間中に、ガンを直接の原因として主約款に定める高度障害状態に該当し、主契約のガン高度障害保険金が支払われるとき	高度障害給付金	死亡給付金額と同額	主契約のガン高度障害保険金受取人
生存	被保険者がこの特約の保険期間が満了するときに生存されているとき	生存給付金	生存給付金額	ご契約者

## ■ 保険料の払込免除 ■

● 次の保険料の払込免除事由に該当した場合、以後の保険料の払込を免除します。

	保険料の払込免除事由
高度障害	被保険者が保険料払込期間中に保険期間の始期以後のガン以外の事由を原因として所定の高度障害状態になられたとき
身体障害	被保険者が保険料払込期間中に保険期間の始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき

- ▶ 所定の高度障害状態については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表4.「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- ▶ 所定の身体障害の状態については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表5.「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。
- ▶ 不慮の事故については、新ガン保障付無配当定期保険普通保険約款別表6.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

## ご 注 意

### ■ 「入院」、「病院または診療所」について

#### 1. 入院

「入院」とは、医師の治療が必要であり、かつ自宅等（「病院または診療所」以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、下記2に定める「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

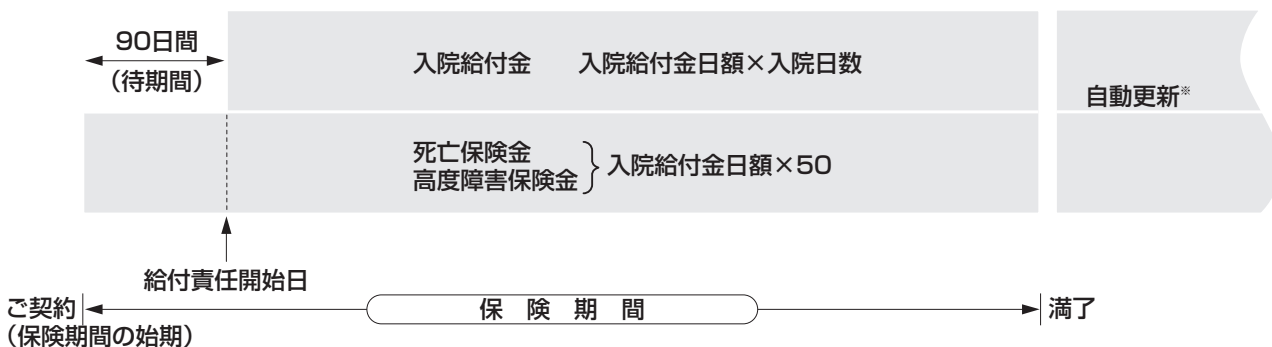
保険金・給付金等のお支払事由に該当しても免責事由に該当した場合や払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合などは、保険金・給付金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができません。詳細につきましては、「保険金・給付金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について」をご覧ください。

## 5. ガン入院保障付無配当定期保険

### 特徴

- ガンの入院保障をする保険です。  
ガンで入院されたときに入院給付金をお支払いいたします。
- 死亡（高度障害）保障もあります。  
被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき、死亡（高度障害）保険金をお支払いいたします。
- 自動更新制度  
自動更新制度により、75歳まで保障を続けることができます。

### 仕組図



※自動更新の最終年齢には制限があります。「自動更新について」のページをご覧ください。

### 保険金・給付金のお支払

	支払事由	保険金・給付金	支払額	受取人
ガン入院	被保険者が保険期間中に、給付責任開始日以後に初めて診断確定されたガンにより、ガンの治療を直接の目的として、20日以上継続して入院されたとき	入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数	入院給付金受取人 (指定がない場合は被保険者)
死亡	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	入院給付金日額 × 50	死亡保険金受取人
高度障害	被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金	入院給付金日額 × 50	被保険者 (ご契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、ご契約者)

❗ ガンによる入院給付金の保障が開始される日を給付責任開始日といい、保険期間の始期の日から90日を経過した日の翌日となります。

- 入院給付金のお支払は、1回の入院につき120日を限度とします。通算のお支払限度はありません。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合には、それぞれの入院をあわせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態となられたときから保険契約は消滅します。

- ▶ 対象となるガン（悪性新生物）とガンの診断確定については、ガン入院保障付無配当定期保険普通保険約款別表1.「対象となる悪性新生物とその診断確定」をご覧ください。
- ▶ 所定の高度障害状態については、ガン入院保障付無配当定期保険普通保険約款別表3.「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

## ご 注 意

### ■ 「入院」、「病院または診療所」について

- 入院  
「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（「病院または診療所」以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 病院または診療所  
医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

給付金・保険金のお支払事由に該当しても免責事由に該当した場合など、給付金・保険金のお支払ができない場合があります。詳細につきましては、「給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができない場合について」をご覧ください。

## 特約・特則

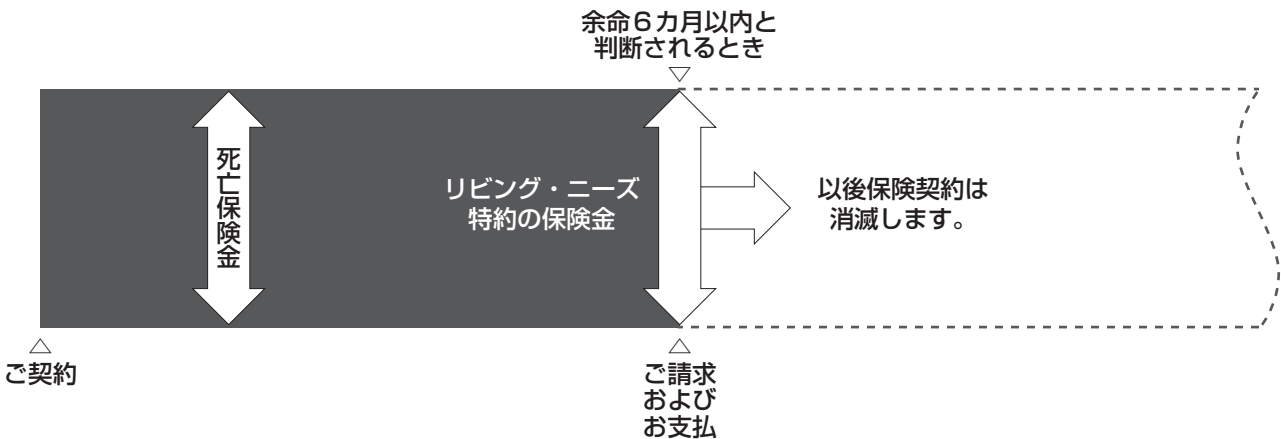
### リビング・ニーズ特約

#### 特徴

- 生きている間に保険金を受け取ることができます。  
この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部をお支払いするものです。
- 病気・ケガの種類は問いません。  
リビング・ニーズ特約の保険金は、病気・ケガの種類を問わずご請求いただけます。
- 特約の保険料は必要ありません。  
リビング・ニーズ特約を付加されても、この特約の保険料は必要ありません。

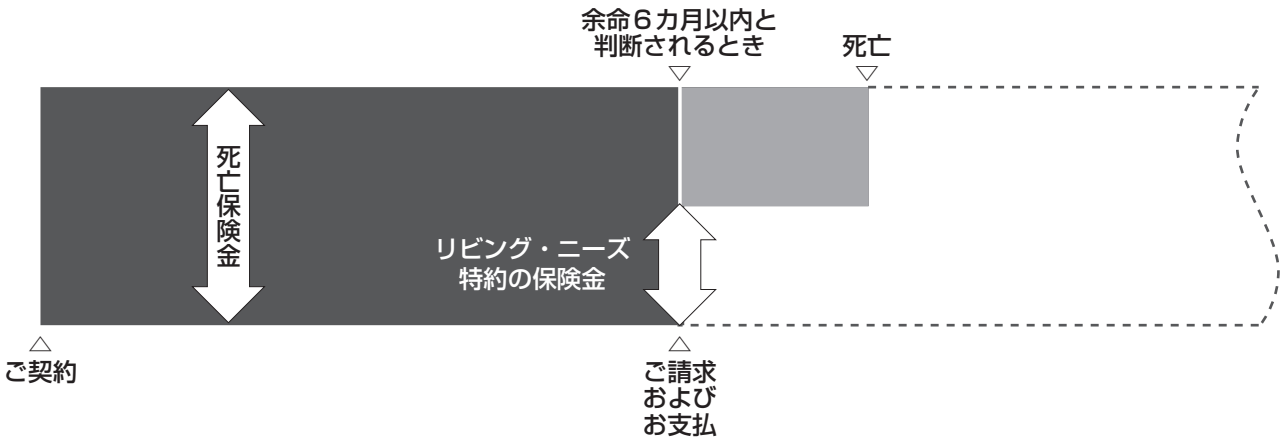
#### 仕組図

##### 【死亡保険金の全部を支払う場合】



- 死亡保険金額の全部をお支払いした場合は、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。

##### 【死亡保険金の一部を支払う場合】



- 死亡保険金額の一部をお支払いした場合には、次のように取扱います。
  - ・保険金額は、請求保険金額と同額が、減額されます。
  - ・減額部分については、解約返戻金は支払いません。
  - ・主契約に付加されている入院関係特約などは、そのまま継続します。
  - ・継続する部分については、引き続き保険料のお払込が必要となります。

### ■ 保険金のご請求 ■

- リビング・ニーズ特約の保険金の受取人は被保険者です。
- リビング・ニーズ特約の保険金のご請求・お支払は1契約につき1回限りとなります。
- リビング・ニーズ特約の保険金のご請求に際しては、当社所定の診断書の提出が必要になります。診断書には被保険者の余命が6カ月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく部分があります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行なうことや当社の指定する医師の診査を求められることがあります。

### ■ 被保険者でご請求できない特別な事情がある場合 ■

- 被保険者がリビング・ニーズ特約の保険金をご請求できない特別な事情があるとき、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の指定代理請求人が必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出してリビング・ニーズ特約の保険金をご請求することができます。
  1. ご請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  2. ご請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

❗ 指定代理請求特約を付加された場合、指定代理請求は指定代理請求特約の規定に基づいてお取り扱いします。

### ■ 保険金のお支払 ■

- 被保険者（指定代理請求人）からご請求があり、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合には、リビング・ニーズ特約の保険金を被保険者（指定代理請求人）にお支払いします。

❗ 「余命6カ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命6カ月以内であることを意味します。
- リビング・ニーズ特約の保険金のお支払は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ他のご契約と通算して、同一被保険者につき3,000万円を限度とします。ただし、保険金請求者が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による保険金の請求保険金額の限度は保険契約の死亡保険金額等と同額になります。
- この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6カ月分の請求保険金額に対応する利息と保険料を差し引きます。
- 死亡保険金額とは、主契約の死亡保険金額のほか、定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合には、その特約の死亡保険金額を含めたものをいいます。

❗ 保険期間満了前1年間は対象とはなりません。ただし、更新されるときは対象になります。



## 指定代理請求特約

### 特徴

- この特約は、給付金等の受取人が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人がご請求を行なうことを可能にするものです。

### 特別な事情について

- 特別な事情とは次のとおりです。

- ・給付金等のご請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- ・悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
- ・その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

### 特約の対象となる給付金等について

- この特約の対象となる給付金等とは、主契約および付加されている特約の給付のうち、次の①から④の被保険者が受け取る給付が対象となります。

- ① 受取人が被保険者と定められている給付（付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。）
- ② 被保険者とご契約者が同一人である場合で、受取人がご契約者と定められている給付（付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、ご契約者が受取人となる給付を含みます。）
- ③ 受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、ご契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されていないことにより被保険者が受取人となることが定められている給付
- ④ 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

**!** 主契約、特約の種類により取扱が異なる場合があります。

### 指定代理請求人について

- 指定代理請求人とは、ご契約者が被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した人1名となります。ただし、指定代理請求人はご請求時においてもこの範囲内にあることを要します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族
- ③ 被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として会社が認めた者
- ④ 上記①から③のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

\*ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または指定の撤回をすることができます。

### 代理請求人について

- 代理請求人とは、指定代理請求人の指定がない場合、または、指定代理請求人がご請求時に会社の定める指定代理請求人の範囲外である場合、もしくは、指定代理請求人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、代理で給付金等のご請求ができる人で次の①から③に定める人となります。

- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- ③ ①もしくは②に規定する人がいない場合、または、①もしくは②に規定する人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の3親等内の親族

**【ご注意】**

- 会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等をお支払いした場合には、その後重複して給付金等のご請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 代理請求により給付金などをお支払いした場合、被保険者またはご契約者にはとくにその旨をご連絡しません。したがって、被保険者またはご契約者がご存じないまま、ご契約の全部または一部が消滅するなど、ご契約内容（保険金額、保険料など）が変更されている場合がありますのでご注意ください。なお、被保険者またはご契約者から給付金などのお支払についてご照会があった場合には被保険者またはご契約者にお知らせします。
- 故意または重大な過失により、給付金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた人または故意に給付金等の受取人を給付金等をご請求できない状態にさせた人は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。
- この特約とは別に約款・特約条項に指定代理請求・代理請求についての規定がある場合があります。その場合でも、この特約を主契約に付加したときには、約款・特約条項における指定代理請求・代理請求の規定を適用せず、この特約の規定に基づいて取り扱います。
- この特約を付加した場合には、指定代理請求人または代理請求人に、代理請求ができることをお伝えください。
- 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、ご契約者）が法人である給付金等については、この制度による代理請求はできません。
- ご契約形態によっては、この特約を付加できない場合があります。また、この特約の対象とならない給付金等もあります。くわしくは、当社コールセンターまたは当社の担当者までおたずねください。

## 定期保険特約（93）、5年ごと利差配当付定期保険特約

### 特徴

- この特約は、被保険者が死亡されたときまたは高度障害状態になられたときに、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いするものです。

### 保険金のお支払

- 保険金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金	支払額	受取人
死亡	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
高度障害	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病により主約款に定める高度障害状態になられたとき	高度障害保険金	死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金受取人

- ❗ 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時から特約は消滅します。

### 保険金買増特則（保険金買増特則（93）・5年ごと利差配当付保険金買増特則）を付加した場合

- 定期保険特約（定期保険特約（93）・5年ごと利差配当付定期保険特約）の残余保険期間が7年以上ある場合は、いつでも、また何回でも（ただし、月1回を限度とします。）、保険料を一時に払い込むことによって生存保険金を買い増すことができます。
- 定期保険特約が付加されている利差配当付ライフサイクル終身保険、5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険、利差配当付ライフサイクル養老保険が対象になります。
- 生存保険金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金	支払額	受取人
生存	被保険者が、この特則の保険期間の満了時（定期特約の保険期間満了時に同じ）に生存されているとき	買増生存保険金	買増生存保険金額	ご契約者

- 保険料払込方法は一時払です。保険料を当社にお申込みいただくたびに買増生存保険金額は増えていきます。
- この特則の保険期間は、一時払保険料を当社にお申込みいただいた時から、定期保険特約の満了までの期間になります。保険期間は7年以上あることを要します。
- 買増生存保険金の保険金額は、各回の買増生存保険金額を合計して、定期保険特約の保険金額の8割が限度です。

- ❗ 買増生存保険の各回の買増部分については、クーリング・オフを適用します。

- ❗ 保険金買増特則には、死亡・高度障害保障はありません。

## 無配当傷害特約（94）

### 特徴

●この特約は、不慮の事故もしくは特約条項所定の感染症によって死亡されたときまたは不慮の事故によって所定の障害状態になられたときに、災害保険金または障害給付金をお支払いするものです。

❗ 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

### 保険金・給付金のお支払

●保険金・給付金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金・給付金	支払額	受取人
災害死亡	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき	災害保険金	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき			
災害による障害状態	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき	障害給付金	身体障害の程度により、災害保険金額の10～100%	被保険者 〔ご契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、ご契約者〕

●障害給付金のお支払は、その給付割合を通算して100%をもって限度とします。

▶ 所定の身体障害の状態については、無配当傷害特約（94）条項別表3.「給付割合表」をご覧ください。

▶ 所定の感染症については無配当傷害特約（94）条項別表2.「感染症」をご覧ください。

❗ 災害保険金をお支払いする場合に、災害保険金のお支払事由となった同一の不慮の事故により、すでにお支払いした障害給付金またはお支払いするべき障害給付金があるときには、その金額を差し引いて災害保険金をお支払いします。

## 無配当災害割増特約 (94)

### 特徴

●この特約は、不慮の事故もしくは特約条項所定の感染症によって死亡されたときまたは不慮の事故もしくは特約条項所定の感染症によって高度障害状態になられたときに、災害割増保険金をお支払いするものです。

❗ 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

### 保険金のお支払

●保険金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	保険金	支払額	受取人
災害死亡	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき	災害割増保険金	災害割増保険金額	主契約の 死亡保険金受取人
	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき			
災害高度障害	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の高度障害状態になられたとき	災害割増保険金	災害割増保険金額	主契約の 高度障害保険金受取人
	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき			

▶ 所定の高度障害状態については、無配当災害割増特約 (94) 条項別表3. 「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

▶ 所定の感染症については無配当災害割増特約 (94) 条項別表2. 「感染症」をご覧ください。

❗ 高度障害状態により災害割増保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時から特約は消滅します。

## 無配当新災害入院特約（94）

### 特徴

- この特約は、不慮の事故によって5日以上継続して入院されたときに、災害入院給付金をお支払いするものです。  
**!** 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

### 給付金のお支払

- 給付金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	給付金	支払額	受取人
災害入院	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内に入院を開始し、5日以上継続して入院されたとき	災害入院給付金	入院給付金日額 × (入院日数－入院開始日からその日を含めて4日)	被保険者 〔ご契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、ご契約者〕

- 災害入院給付金のお支払限度は、1入院の支払日数120日、かつ通算して支払日数700日とします。

## 無配当新疾病入院特約（94）

### 特徴

- この特約は、疾病によって5日以上継続して入院されたときに疾病入院給付金を、傷害・疾病によって手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けられたときに手術給付金をお支払いするものです。

### 給付金のお支払

- 給付金のお支払は次のとおりです。

	支払事由	給付金	支払額	受取人
疾病入院	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として5日以上継続して入院されたとき	疾病入院給付金	入院給付金日額 × (入院日数－入院開始日からその日を含めて4日)	被保険者 〔ご契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、ご契約者〕
手術	被保険者がこの特約の保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病により所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始の日から起算して1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。）を受けられたとき	手術給付金	手術の種類により入院給付金日額 × 10・20・40	

- 疾病入院給付金のお支払限度は、1入院の支払日数120日、かつ通算して支払日数700日とします。
- 骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術による手術給付金のお支払対象にはなりません。
- ▶ 所定の手術とは、無配当新疾病入院特約（94）条項別表2.「対象となる手術および給付倍率表」に記載の手術をいいます。したがって、例えば、以下の手術は給付の対象となる手術には該当しません。

視力矯正を直接の目的とする手術\*・扁桃腺の手術・抜歯など歯に関する手術・創傷処理・生検のための手術（開腹・開胸・開頭術を除く）・抜釘手術（骨折部分に入れたボルトを抜くための手術）・皮膚良性腫瘍摘出術・脂肪腫摘出術

※ 屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、レーシック（LASIK）・フェイクIOL等が含まれます。

- 同時に2種類以上の手術を受けられたときは、もっとも給付割合の高いいずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

## 個人年金保険料税制適格特約（60）

個人年金保険料税制適格特約（60）を付加されますと、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます

- 次のいずれの条件も満たした場合に限り、個人年金保険料税制適格特約（60）を付加し、個人年金保険料控除の適用を受けることができます。
  - ・ 年金受取人はご契約者またはその配偶者であること。
  - ・ 年金受取人は被保険者と同一人であること。
  - ・ 保険料払込期間が10年以上であること。
  - ・ 確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の保険年齢が60歳以上、かつ、年金支払期間が10年以上であること。
- ❗ 個人年金保険料税制適格特約（60）の付加により、上記条件を満たさなくなるようなご契約内容の変更はできないなどの制限があります。

## 高度障害保険金・障害給付金等のお支払について

### 高度障害保険金

●被保険者が所定の高度障害状態に該当するものの、保険期間満了時に、その回復の見込が明らかでないことにより、その時点では、高度障害保険金がお支払いできない場合においても、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになった場合には、高度障害保険金をお支払いします。

❗ 無配当災害割増特約（94）においては、高度障害状態の直接の原因が不慮の事故の場合には、支払事由に定める不慮の事故の日から起算して180日以内に回復の見込がないことが明らかになることを要します。

●ただし、保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合には、高度障害保険金をお支払いしません。

〈ライフサイクル無配当定期保険・医療給付金付無配当定期保険（95）・積立特約（94）・新ガン保障付無配当定期保険・ガン専用積立特約（94）・定期保険特約（93）・5年ごと利差配当付定期保険特約・無配当災害割増特約（94）〉

❗ 積立特約（94）・ガン専用積立特約（94）においては「高度障害保険金」を「高度障害給付金」に、新ガン保障付無配当定期保険においては「高度障害保険金」を「ガン高度障害保険金」に、無配当災害割増特約（94）においては「高度障害保険金」を「災害割増保険金」に読み替えます。

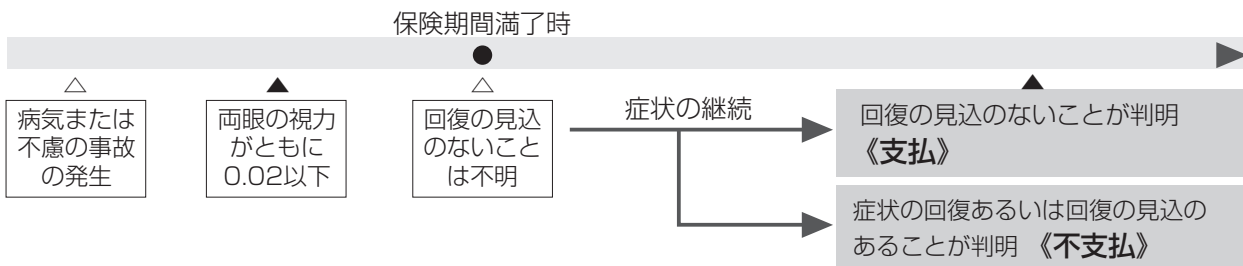
### 障害給付金

●被保険者が所定の身体障害の状態に該当するものの、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込が明らかでないことにより、その時点では、障害給付金がお支払いできない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、支払事由に定める不慮の事故の日から起算して180日以内に回復の見込がないことが明らかになった場合には、障害給付金をお支払いします。

●ただし、この特約の保険期間満了後に、その状態が回復した場合や回復の見込があると判明した場合には、障害給付金をお支払いしません。

〈無配当傷害特約（94）〉

両眼の視力がともに0.02以下になった場合の例





# 給付金・保険金等のお支払や保険料の 払込免除のお取扱ができない場合について

次の場合、給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱ができません。

## お支払事由および保険料の払込免除事由に該当しない場合

- 普通保険約款および各特約条項に定めるとおり、給付金・保険金等のお支払事由や保険料のお払込の免除事由に該当する場合に給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱をしますが、お支払事由や保険料のお払込の免除事由に該当しない場合は、給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱はいたしません。
  - 例えば、高度障害保険金は、約款所定の身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の身体障害の状態に該当しない場合にはお支払いできません。  
なお、高度障害保険金のお支払対象となる約款所定の身体障害の状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。
- !** 高度障害保険金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合の具体例をあげると、次のとおりです。

### <お支払いする場合>

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

### <お支払いできない場合>

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行なえる場合。

## 入院給付金のお支払について（お支払日数限度の超過）

- 普通保険約款および各特約条項に定めるとおり、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります。その日数を超えた入院については、入院給付金はお支払いできません。  
なお、ご契約（特約）によっては、いったん退院し、一定期間内に再入院された場合、1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。
- !** 入院給付金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合の具体例をあげると、次のとおりです。

### <お支払いする場合>

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、入院日数から4日を差し引いた日数分が給付対象となり、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸癌」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院された場合。

1回目の入院は120日分、2回目の入院は86日分お支払いいたします。

### <お支払いできない場合>

1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、入院日数から4日を差し引いた日数分が給付対象となり、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸癌」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院された場合。

1回目の入院は120日分お支払いいたしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することとなるので、お支払いできません。

### 手術給付金のお支払について（所定の手術への該当）

- 普通保険約款および特約条項で、手術給付金のお支払対象となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けられた場合には、手術給付金はお支払いできません。
- 「手術」とは、治療を直接の目的として（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を移植することを直接の目的とする場合を含みます。）、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- ❗ 手術給付金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合の具体例をあげると、次のとおりです。

#### <お支払いする場合>

虫垂切除術など、手術給付倍率表・対象となる手術および給付倍率表に定める手術でお支払事由を満たすものはお支払の対象となります。支払対象となる手術につきましては、手術給付倍率表・対象となる手術および給付倍率表をご確認ください。

#### <お支払いできない場合>

レーザー屈折矯正手術（レーシック）など視力矯正を直接の目的とする手術、扁桃腺の手術、骨折の手術に伴う抜釘手術など、普通保険約款・特約条項の手術給付倍率表・対象となる手術および給付倍率表に定める手術に該当しない手術は、お支払の対象とはなりません。また、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検・腹腔鏡検査等）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

## 責任開始期前に保険給付の原因となる疾病や不慮の事故が生じていた場合

- 給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱は、責任開始期\*以後に発病した疾病や発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合に限りです。したがって、責任開始期前に発病した疾病や発生した不慮の事故を原因とする場合には、給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱はいたしません。
- ※復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始期とします。

#### 【ご注意】

責任開始期前に発病した疾病や発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合でも、次の場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱う場合があります。ただし、ガンの診断確定を要件とするお支払事由はこのお取扱の対象となりません。

- 責任開始期前に発病した疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されることがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。）」。

- ❗ 入院給付金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合の具体例をあげると、次のとおりです。

#### <お支払いする場合>

責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。

#### <お支払いできない場合>

責任開始期前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、責任開始期以後に悪化し入院された場合。

## ■ 免責事由に該当した場合

●給付金・保険金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当しても、次の場合には、給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱はできません。

### ●お支払いできない場合

主契約・特約	保険金・給付金	お支払いできない場合
ライフサイクル無配当定期保険 医療給付金付無配当定期保険(95) 定期保険特約(93) 5年ごと利差配当付定期保険特約	死亡保険金	(1) 責任開始の日から起算して3年以内の被保険者の自殺による とき ■復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧 の際の責任開始の日とします。 ■精神の障害によって心神喪失の状態になり、自らの生命を絶 つ認識が全くなかったときは、保険金をお支払いする場合が あります。 (2) ご契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき。ただ し、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その残 額を他の受取人にお支払いします。 ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって支払事由に該 当した被保険者の数の増加が、この保険・特約の計算基礎に 影響を及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を 削減してお支払いすることがあります。 ■医療給付金付無配当定期保険(95)については、上記にお いて「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
新ガン保障付無配当定期 保険 ガン入院保障付無配当定 期保険	死亡保険金	(1) 保険期間の始期の日から起算して3年以内の被保険者の自殺 によるとき ■復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始の日と します。 ■精神の障害によって心神喪失の状態になり、自らの生命を絶 つ認識が全くなかったときは、保険金をお支払いする場合が あります。 (2) ご契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき。ただ し、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その残 額を他の受取人にお支払いします。 ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって支払事由に該 当した被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に影響を 及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を削減し てお支払いすることがあります。
ライフサイクル無配当定 期保険 医療給付金付無配当定期 保険(95) ガン入院保障付無配当定 期保険 定期保険特約(93) 5年ごと利差配当付定期 保険特約	高度障害保険金	(1) 被保険者の犯罪行為によるとき (2) ご契約者または被保険者の故意によるとき ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって支払事由に該 当した被保険者の数の増加が、この保険・特約の計算基礎に 影響を及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を 削減してお支払いすることがあります。 ■医療給付金付無配当定期保険(95)については、上記にお いて「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。

主契約・特約	保険金・給付金	お支払いできない場合
ライフサイクル無配当入院保険 (01)	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金	(1) ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 災害保険金および死亡による災害割増保険金に関しては、災害保険金の受取人・災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金・災害割増保険金の一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人にお支払いします。 (3) 被保険者の犯罪行為によるとき (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (8) 疾病入院給付金、手術給付金、疾病長期入院給付金、通院給付金（主契約の疾病入院給付金が支払われる場合）および退院給付金（主契約の疾病入院給付金が支払われる場合）に関しては、被保険者の薬物依存によるとき ■上記(1)～(8)以外にも、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険・特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、全額を支払わないか、または金額を削減して支払うことがあります。
無配当傷害特約 (94)	災害保険金 障害給付金	
無配当災害割増特約 (94)	災害割増保険金	
無配当新災害入院特約 (94)	災害入院給付金	
無配当新疾病入院特約 (94)	疾病入院給付金 手術給付金	
無配当長期入院特約 (01)	災害長期入院給付金 疾病長期入院給付金	
無配当通院特約 (01)	通院給付金	
無配当退院給付特約 (01)	退院給付金	
無配当特定損傷特約 (01)	特定損傷給付金	
医療給付金付無配当定期保険 (95)	災害入院給付金 長期災害入院給付金 疾病入院給付金 長期疾病入院給付金 手術給付金	(1) ご契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) その被保険者の犯罪行為によるとき (3) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき (4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (7) その被保険者の薬物依存によるとき。ただし、災害入院給付金、長期災害入院給付金、こども災害入院給付金の場合を除きます。 ■上記(1)～(7)以外にも、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険・特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、全額を支払わないか、または金額を削減して支払うことがあります。 ■無配当こども入院特約 (01) については、上記(1)において「主たる被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
無配当こども入院特約 (01)	こども災害入院給付金 こども疾病入院給付金 こども手術給付金	
無配当通院特約	通院給付金	
リビング・ニーズ特約	特約保険金	(1) 主契約の責任開始の日から起算して1年以内における被保険者の犯罪行為によるとき (2) ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意によるとき ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を削減してお支払いすることがあります。

## ●保険料の払込免除のお取扱ができない場合

保険種類	保険料の払込免除	保険料の払込免除のお取扱ができない場合
ライフサイクル無配当定期保険 医療給付金付無配当定期保険 (95)	保険料の払込免除	(1) ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ■上記(1)～(6)以外にも地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、その程度に応じて保険料の払込免除のお取扱を行なわないことがあります。 ■医療給付金付無配当定期保険 (95) については、上記において「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
ライフサイクル無配当入院保険 (01) 新ガン保障付無配当定期保険	不慮の事故での身体障害の状態による保険料の払込免除	(1) ご契約者または被保険者の故意によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を削減してお支払いすることがあります。
ライフサイクル無配当入院保険 (01) 新ガン保障付無配当定期保険	高度障害状態による保険料の払込免除	(1) ご契約者または被保険者の故意によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき ■上記(1)～(2)以外にも戦争その他の変乱によって保険料の払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、全額をお支払いしないかまたは金額を削減してお支払いすることがあります。

## ■ 詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約または特約の締結・復活が行なわれたものと認められる場合は、ご契約または特約は取消となり、ご契約等の給付金・保険金等のお支払や保険料のお払込の免除はできません。
- この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

## ■ 不法取得目的による無効の場合

- ご契約または特約の締結・復活時の状況、ご契約または特約の成立・復活後の給付金・保険金等（保険料のお払込の免除を含みます。）のご請求の状況等から、ご契約者が給付金・保険金等（保険料のお払込の免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に給付金・保険金等（保険料のお払込の免除を含みます。）を不法に取得させる目的でご契約または特約の締結・復活をされたものと認められる場合は、ご契約または特約を無効とし、ご契約等の給付金・保険金等のお支払や保険料のお払込の免除はできません。
- この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

## ■ 告知義務違反による解除の場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、責任開始の日（復活の日）から起算して2年以内ならば、会社は告知義務違反としてご契約または特約を解除することができます。ご契約または特約が解除された場合は、ご契約等の給付金・保険金等のお支払や保険料のお払込の免除のお取扱はできません。
- ただし、「給付金・保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金・保険金等をお支払いし、または保険料のお払込を免除することがあります。
- ❗ 死亡保険金をお支払いする場合、またはお支払いできない場合の具体例をあげると、次のとお

りです。

#### <お支払いする場合>

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃癌」で死亡された場合。

#### <お支払いできない場合>

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「胃癌」で死亡された場合。

## 重大事由による解除の場合

●次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除された場合は、以下に定める事由の発生時以後に生じた支払事由・免除事由による給付金・保険金等のお支払や保険料のお払込の免除のお取扱はできません。

- ① ご契約者、被保険者（死亡保険金・死亡給付金の場合は除きます。）または給付金・保険金等（保険料のお払込の免除を含みます。以下、同じとします。）の受取人がご契約または特約の給付金・保険金等を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ② このご契約または特約の給付金・保険金等の請求に関し、給付金・保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ 他の保険契約との重複による給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあるとき
- ④ ご契約者、被保険者または給付金・保険金等の受取人が、反社会的勢力<sup>\*1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>\*2</sup>を有していると認められるとき
- ⑤ その他、当社のご契約者、被保険者または給付金・保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約または特約を継続することを期待しえない上記①から④と同等の重大な事由があるとき

\* 上記の事由が生じた以後に、給付金・保険金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じたときは、当社は給付金・保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金受取人（死亡給付金・災害割増保険金・災害保険金・ガン死亡保険金の受取人を含みます。）のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金（死亡給付金・災害割増保険金・災害保険金・ガン死亡保険金を含みます。）のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金（死亡給付金・災害割増保険金・災害保険金・ガン死亡保険金を含みます。）を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）すでに給付金・保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求し、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込がなかったものとして取り扱います。

※1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金・保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

## 失効の場合

●保険料のお払込がなかったため、ご契約が効力を失っている間に、給付金・保険金等のお支払事由や保険料のお払込の免除事由が生じた場合、給付金・保険金等のお支払や保険料の払込免除のお取扱はできません。

# その他

## 1. 「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

### ●お取扱の対象となる契約

- ・責任開始の日（復活または復旧が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始の日）から3年を経過している契約
- ・保険金受取人が単独指定されている契約
- ・保険金受取人が法人または個人事業主ではない契約
- ・保険金受取人が未成年ではない契約
- ・有効中の契約（保険料払込猶予期間中も含まれます）

❗ その他、下記の点にもご注意ください。

### ●その他、お取扱の対象外となる契約

- ・保険金受取人が複数人指定されている契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
- ・死亡保険金をお支払いできない可能性がある契約や取消、無効または解除の可能性がある契約はお取扱できません。
- ・保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のある契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

### ●このサービスでお支払いする死亡保険金について

- ・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。
- ・このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・このサービスによる死亡保険金の請求書類は、当社までお問合せください。
- ・このサービスを利用して死亡保険金等の一部をお支払した場合の残額は、約款所定の請求書類のご提出後にお支払します。

### ご 注 意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払いできない場合もございます。
- その他当社の定めるところによります。

死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

## 2. 被保険者によるご契約者への解約のご請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約または特約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約または特約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約または特約の解約を行なう必要があります。

- ① ご契約者、被保険者（支払事由を災害または特定の疾病による死亡に限定していない死亡給付については、被保険者を除きます。）または死亡保険金等<sup>\*1</sup>の受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として死亡保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等<sup>\*2</sup>の受取人がこのご契約または特約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約または特約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約または特約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

※1 「死亡保険金等」は、疾病、傷害および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。

※2 「保険金等」は、疾病、傷害、生存および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。

なお、上記の①または②に該当すると認められる場合、当社のご契約または特約を取消すことおよび無効とすることがあります。また、上記の③の場合は当社が重大事由による解除として、ご契約または特約を解除することがあります。



● **Memo SPACE**



A grid of small dots for writing, consisting of 20 columns and 25 rows of dots.

● **Memo SPACE**



A grid of 20 columns and 30 rows of small dots, intended for writing notes.

## ジブラルタ生命からのお願い

- 転居、町名変更などの場合には、お手数でも担当の生命保険募集人または当社コールセンター（0120-981-088）にすぐお知らせください。
- 名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、担当の生命保険募集人または当社コールセンターにすぐお知らせください。
- ご契約についてのご照会やご通知の際には、保険証券の種類番号・証券番号・CD（チェック数字）、ご契約者・被保険者のお名前およびご住所を明示してください。  
保険証券はお客様ご自身で管理してください。

ご契約についてのお問合せやご相談は、担当の生命保険募集人または当社コールセンターまでご連絡ください。

### （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・ この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・ （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



ジブラルタ生命は  
ベルマーク運動に  
協賛しています

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

**0120-981-088** **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）